

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 5月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：23件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	計装用空気系空気圧縮機（B）シリンダロッドシール部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	格納容器冷却海水系A系ストレーナ（A）2次ドレン弁にシートパス（1滴/秒）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	2号機	低圧タービン（B）12段抽気管ドレン調節弁点検において、開閉表示リミットスイッチ用フレキシブル電線管に破損が認められたため、当該電線管を修理	D	
4	2号機	県・町提出資料「福島第一原子力発電所の保守運転状況（平成20年2月分）」の記事欄に誤記が認められたため、対応検討	C	
5	2号機	原子炉レベル計（A・B・C）の指示値にばらつきが認められたため、当該レベル計を点検・修理	C	
6	2号機	定期事業者検査（主要弁検査（R1））において、旧版要領書の使用が認められたため、対応検討	D	
7	2号機	原子炉補機冷却系系統水（淡水）定例サンプリングにおいて、熱交換器チューブリークと思われる塩素濃度の上昇が認められたため、原因を調査	D	
8	2号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置現場制御盤に「メッシュフィルタ2A差圧高」の警報発生が認められたため、当該装置を点検	C	
9	2号機	原子炉レベル計点検に伴う安全処置復旧において、原子炉再循環系ポンプ（A）のトリップ及び残留熱除去系A系注入弁”閉”・B系注入弁”開”が認められたため、原因調査及び対応検討	B	
10	2号機	中央操作室監視用TVモニタに映像不良（3箇所）が認められたため、当該モニタ装置を点検・修理	D	
11	2号機	定期事業者検査（クラス2機器供用期間中検査）において、検査成績書記載の備考欄に誤記が認められたため、対応検討	D	
12	4号機	タービン補機冷却系熱交換器（B）点検において、ドレン弁及びベント弁（5台）にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	4号機	タービン建屋地階高圧復水ポンプエリア換気空調系局所空調機冷却水ドレン弁の弁棒を折損させたため、当該弁棒を点検・修理	D	
14	4号機	軽油タンク出口燃料貯油払出油積算計に動作不良が認められたため、当該積算計を点検・修理	D	
15	4号機	タービン補機冷却系循環水ポンプ駆動電動機油冷却器等冷却水配管ドレン弁に腐食が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
16	4号機	主復水器（A・C）真空圧力変換器点検において、計器入口弁にシートパスが認められたため、当該弁を修理	D	
17	4号機	タービン補機冷却系循環水ポンプ駆動電動機油冷却器等冷却水配管ドレン弁下流側配管に腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
18	4号機	原子炉建屋換気空調系給気ファン出口流量測定ピトー管に破損が認められたため、当該ピトー管を点検・修理	D	
19	4号機	主タービン監視計器点検において、振動検出器（2）の絶縁抵抗値に判定値外れが認められたため、当該部を修理	D	
20	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）補機冷却海水供給配管ドレン配管に詰まり及び腐食認められたため、当該配管を点検・修理	D	
21	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）点検において、始動用空気貯槽（手動用）出入口弁のシートパスと思われる圧力降下が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
22	5号機	残留熱除去系ヘッドスプレイ弁点検において、弁棒ガイドプレートの外れが認められたため、当該部を修理	C	
23	5号機	定期事業者検査（非常用予備電源検査）検査成績書に記入漏れ（検査手順の実施確認欄）及び訂正誤りが認められたため、対応検討	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで